

介護保険福祉用具購入費のご案内

2025.2

※令和7年2月 「5 支給額及び自己負担額の算出方法」を追記しました※

介護保険では、衛生管理面などで福祉用具貸与（レンタル）になじまない、入浴やトイレで使う福祉用具等について、購入にかかった費用の一部が「福祉用具購入費」として払い戻しが受けられます。

1 介護保険福祉用具購入費の概要について

介護保険制度の「居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入費」の概要は次のとおりです。

対象者	<p>要支援・要介護認定申請を行い、要支援1～2・要介護1～5として認定された方です。</p> <p>※要支援・要介護認定の申請前に福祉用具を購入した場合は、保険給付対象外です。</p> <p>※要支援・要介護認定の新規申請中・区分変更申請中に購入した場合には、認定結果がおりてから福祉用具購入費が支給されます（認定結果が非該当となってしまう場合は支給されません）。</p>
支給対象種目	<ol style="list-style-type: none">1. 腰掛便座2. 自動排泄処理装置の交換可能部品3. 排泄予測支援機器（2022年4月1日改正により追加）4. 入浴補助用具5. 簡易浴槽6. 移動用リフトのつり具部分7. スロープ（2024年4月1日改正により追加・貸与との選択制）8. 歩行器（2024年4月1日改正により追加・貸与との選択制）9. 歩行補助つえ（2024年4月1日改正により追加・貸与との選択制） <p>※ 詳細は2～4ページをご覧ください</p>
支給限度基準額	<p>・購入限度額は同一年度（4月から翌年3月）で10万円です。</p> <p>※ 購入にかかる<u>消費税を含めた金額</u>が支給対象です。</p> <p>※ 限度額の範囲内であれば、複数回にわけて利用することも可能です。過去の利用額の確認については、給付実績確認願書をご利用ください。</p> <p>※ 同年度内の福祉用具購入額が10万円未満であっても、翌年度への繰越はありません。</p>

	<p>※ 10万円を超えて福祉用具を購入した場合には、10万円を超えた部分は全額自己負担になります。</p>
自己負担額	<p>10万円の範囲内でかかった費用の自己負担に応じた割合。</p> <p>※ 自己負担の割合は負担割合証を確認してください。</p> <p>例：自己負担が1割の場合、支給限度基準額10万円を利用した場合の介護保険での保険給付額は9万円、自己負担額は1万円となります。</p>

2 支給対象種目について

対象となる福祉用具	基 準
1 腰掛便座	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 (腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。) ・ 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ・ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの。 ・ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器。 (居室において利用可能であるもの) (水洗ポータブルトイレ追加(水洗機能付便器も含む。)) <p>※ 設置費用は保険給付対象外</p>
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもので被保険者または介護を行う者が容易に交換できるもの。</p> <p>※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は保険給付対象外。</p> <p>※ その他(6ページ)に注意事項あり</p>
3 排泄予測支援機器	<p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。</p> <p>※専用ジェル等装着の都度消費するもの及び専用シート等の関連製品は対象外。</p> <p>※排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の調査票のうち、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」、「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくいとされています。</p>

※支柱の設置を前提とする場合、その費用は対象となる場合もあります。

4 入浴補助用具 ※滑り防止のための浴槽内・外のバスマットは、保険給付対象外です。	1 入浴用いす	座面の高さが概ね35cm以上のものまたはリクライニング機能があるもの。(浴室用車椅子を含む。)
	2 浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの。 ※ 取付けに工事を伴う場合、住宅改修になります。
	3 浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるもの。
	4 入浴台	浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りを容易にすることができるもの。
	5 浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差を解消することができるもの。 ※固定した場合は、段差解消としての住宅改修になります。
	6 浴槽内すのこ	浴槽内に置いて浴槽の底面の高さを補うもの。 ※固定した場合は、段差解消としての住宅改修になります。
	7 入浴用介助ベルト	被保険者の身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの。
5 簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水または排水のための工事を伴わないもの。 ※「空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質で使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含む。また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限る。	
6 移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。 ※リフト本体は福祉用具貸与の対象です。	
7 スロープ(貸与との選択制)	段差解消のためのものであって、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。 ※便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬式のもの是对象外。 ※取付けに工事を伴う場合、住宅改修の対象です。	
8 歩行器(貸与との選択制)	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造のものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させるもの。 ※脚部が全て杖先ゴム等の固定式または交互式の歩行器に限る。 ※車輪・キャスターがついている歩行車は対象外。	

9 歩行補助つえ (貸与との選択制)	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る。
-------------------------------	--

※ ご不明な点は、各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの介護給付担当にお問い合わせください。

3 特定福祉用具販売事業者について

福祉用具については、都道府県等の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業者から購入したものの
についてのみ福祉用具購入費の支給対象となります。

指定事業者以外から購入した場合は介護給付対象外となりますので、購入前に販売事業者が指定を受けているかを必ずご確認ください。

4 支給限度基準額

同一年度（4月から翌年3月）で、10万円の9割（負担割合証に記載の負担割合に応じて変わります）を支給します。また、年度内に同じ種目の福祉用具を購入することは、原則として認められません。購入費支給は同一年度で1種目1回に限られます。ただし、破損や身体状況が大きく変わったことにより、既存の福祉用具では対応できなくなった場合や、利用者の身体状況や生活環境から必要と認められる場合、ロフストランド・クラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合には支給の対象となることがあります。その際は、「特定福祉用具を必要とする理由書」の提出が必要です。P6参照。

5 支給額及び自己負担額の算出方法

特定福祉用具販売における、保険請求額及び自己負担額の算出方法は、他のサービスと同様、以下のように行います。

例：負担割合が1割の場合			
《10割金額》	×	《0.9》	= 《保険請求額（9割分）》（小数点以下切り捨て）
《10割金額》	-	《保険請求額（9割分）》	= 《自己負担額（1割分）》

ただし、複数の商品を購入した場合（複数の事業者から購入した場合）、1つの福祉用具ごとにそれぞれ保険請求額及び自己負担額を算出して足し上げてください（全用具の金額を合計してから算出する方法は誤りですので御注意ください）。

例：複数の福祉用具を購入した場合

A：14,931円 B：14,647円 C：13,702円

算出方法（保険請求額を算出し、購入金額の差額を自己負担額とし、それぞれを合計）

	購入金額（10割）	保険請求額（9割）	自己負担額（1割）
A	14,931	13,437	1,494
B	14,647	13,182	1,465
C	13,702	12,331	1,371

合計		38,950	4,330
----	--	--------	-------

また、以前に購入したことがある場合で、同一年度内に新たに購入することで上限額に達する請求においても、誤差が生じることがあります。その場合は購入金額の合計が10万円になるように調整した上で、上記と同じように自己負担額と保険請求額を計算してください。

例：1月と3月に購入した場合

	購入金額（10割）	保険請求額（9割）	自己負担額（1割）
1月提供分	48,359	43,523	4,836
3月提供分	51,641	46,476	5,165
合計	100,000	89,999	10,001

※3月に60,000円の福祉用具を購入した場合、購入金額が年度合計で10万円になるよう、3月提供分の合計を51,641円に設定してください。

6 福祉用具購入費の申請に必要な書類について

(1) 福祉用具購入費支給申請書

必要事項を記入してください。

※スロープ・歩行器・歩行補助つえの申請について

申請書の種目名欄に項目を追加しました。従前の様式を使用される場合は余白に種目名を記載してください。

(1)、(3)、特注品、同一種目については別紙添付記入例をご覧ください。

(2) 委任状

本人や家族以外の者が申請する際は、委任状を添付してください。

委任状の参考様式は介護保険課ホームページに掲載しています。

また、受領委任払い制度を利用する場合は、「介護保険受領委任払いに係る委任状」

(第7号様式)を添付してください。(詳しくは7ページ「受領委任払い制度について」をご覧ください。)

(3) 領収書

領収書の原本を提出してください。

ただし、本人が原本の所持を希望している場合は、窓口に原本とコピーの領収書両方を提示してください。確認後、原本を返却します。

～領収書に必要な記載事項～

- ① 宛名は、必ず「被保険者名」を記入してください。(名字のみや上様等は不可。介護保険の福祉用具は被保険者が購入した場合に支給されます。)
- ② 日付
領収した日付を記載します。
- ③ 金額

- ※1 販売事業者がサービス提供地域で福祉用具の販売を行った場合の交通費も支給対象となります。なお、サービス提供地域外で福祉用具の販売を行った場合の交通費は、自費で利用者から受けることができます。
- ※2 保険給付対象外の金額が含まれていても、内訳で記載があれば可能です。
- ※3 割引をした場合は、割引率を記載してください。（販売価格との整合性を確認します）

④ 内訳

商品の正式名称とその品番または型番を記載してください。

- ※ 審査の際にパンフレット等と照合するため、「品代」「福祉用具代」「ポータブルトイレ代」などの略名で記載されたものは認められません。

福祉用具購入品のカタログ・パンフレット等の中で、介護保険購入対象等の文字やマークが入っている商品でも、一部、福祉用具購入として支給対象にならないもの（部分、全体的）もありますので購入金額の全額が支給対象にならない場合があります。

★別紙にて上記の内容を補うことができる場合、そちらで対応していただいても差し支えありません。

例）内訳書や納品書、後述の（４）特定福祉用具販売証明書 等

（４） 特定福祉用具販売証明書

販売事業所の名称や福祉用具の種目名、商品名、金額等を記載し、特定福祉用具を販売したことを証明する書類です。

（５） パンフレット

購入した製品の「品名」「定価」「型番」「製造事業者名」が記載されているパンフレットを提出してください。

※コピーでも差し支えありませんが、取扱説明書は認められません。

7 追加で書類が必要になる場合

注意！

以下のケースの場合、通常の提出書類の他、追加の添付書類が必要となります。

① 特注品を購入した場合

すのこ等を購入する場合は、既製品ではない浴室等のサイズに合わせた特注品が必要になることがあります。

特注の福祉用具を購入する場合には、以下の書類が追加で必要になります。

○ 理由書

特注でなければならない理由を記載してください。
記載者はケアマネジャー等の限定はありません。

○ 内訳書

商品の概要がわかるように記載してください。
費用の内容が分からない「諸経費」等の記載は認められません。

○ 図面・設計図等

特注すのこを購入する場合は、「設置箇所の広さの分かる図面」及び「すのこの設計図」。すのこの大きさと設置箇所の広さの整合性の確認を行います。

○ 完成後の写真

完成した特注品の全体が写っている写真。

② 排泄予測支援機器を購入した場合

○ 医学的な所見が分かる書類

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により居宅要介護者等の膀胱機能を確認する必要があり、市町村への支給申請の際に、その他申請書に添付しなければなりません。

- ① 介護認定審査における主治医の意見書
- ② サービス担当者会議等における医師の所見
- ③ 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- ④ 個別に取得した医師の診断書 等

！ **特定福祉用具販売事業所（福祉用具専門支援相談員）の皆様へ**

特定福祉用具販売事業所（福祉用具専門相談員）が排泄予測支援機器を販売する際、事前に利用希望者に確認することとされた項目がありますので、当該項目について確認を行ったことを記録しておく必要があります。

また、この確認すべき事項については、「必ずしも試用は要件ではありませんが、退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること」とされています。

併せて、「市町村は利用者の状態像などに応じて事実関係の聴取を実施すること」とされていますので、ご提出のその他資料の内容及び利用者の状態像によっては、確認調書を求めることがありますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。

※詳しくは「介護保険の給対象となる福祉用具及び住宅改修の取り扱いについての改正について（令和4年3月31日発）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000923059.pdf> をご確認ください。

③ 同一年度で同一種目の福祉用具を購入する場合

「既存の福祉用具が破損・故障した場合」「身体状況が大きく変わったことにより、既存の福祉用具では対応できなくなった場合」等の、やむを得ない事由により同一種目の購入が必要になった場合に、以下の書類が追加が必要です。

○ 福祉用具購入が必要な理由書

8 入院中の場合

- ① 福祉用具購入費の支給については、退院・退所してご自宅に戻られてからの申請となります。必ず事前に各区役所高齢・障害課、各地区健康福祉ステーションの介護給付担当までご相談ください。
- ② 退院・退所しないこととなった場合は、申請できないのでご注意ください。

9 自動排泄処理装置について

自動排泄処理装置は、福祉用具貸与の対象となります。ただし、尿のみを自動的に吸引するものは要介護2・3・4・5の方が、尿及び便を自動的に吸引するものは要介護4・5の方が、貸与の対象となります。

上記に当てはまらない方であっても、利用者本人の状態が次のいずれかに該当する場合のみ福祉用具貸与の対象となります。

- ① 認定調査票のうち、「2-6 排便」および「2-1 移乗」が「全介助」の方。
 - ② ケアマネジャーが医師の医学的な所見に基づき利用者の状態を判断し、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、自動排泄処理装置の使用が必要と判断されている方。
- ※上記②に該当する方の場合は、川崎市に書面等確実な方法により確認を受ける必要があります。

10 部品の交換について

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。

歩行器、歩行補助つえの先ゴム、グリップについては、給付実績が確認できれば給付対象とします。（今後取り扱いを変更する可能性があります。）

※部品の交換については別途「福祉用具購入が必要な理由書」の提出が必要です。

11 受領委任払い制度について

福祉用具購入費は、費用の全額を販売事業者へ支払った後に払い戻し（償還払い）が受けられますが、受領委任払い制度を利用することにより、当初から負担割合証に記載の負担割合に応じた負担で福祉用具を購入することができます。

★ 受領委任払い取扱事業者

受領委任払い取扱事業者として、本市に登録された事業者を選択する必要があります。受領委任払い取扱事業者一覧表は、川崎市介護保険課のホームページに掲載しています。

【市ホームページ掲載場所】

『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』
⇒『介護保険制度』⇒『ダウンロード』⇒『介護給付費に関わる手続きをしたいとき』
⇒『福祉用具購入費の請求（福祉用具を買った場合）』

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016799.html>

12 お問い合わせ先

川崎区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 201 - 3283	高津区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 861 - 3269
大師地区 健康福祉ステーション	介護給付担当 044 - 271 - 0161	宮前区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 856 - 3238
田島地区 健康福祉ステーション	介護給付担当 044 - 322 - 1996	多摩区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 935 - 3187
幸区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 556 - 6689	麻生区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 965 - 5146
中原区役所 高齢・障害課	介護給付担当 044 - 744 - 3136	健康福祉局 介護保険課	給付係 044 - 200 - 2687